



I 7月はSTOP！熱中症 クールワークキャンペーン重点期間です

令和8年度熱中症対策キャッチフレーズ
建設業労働災害防止協会岩手県支部北上分会様ご考案

熱中症

水分・塩分だけじゃない
睡眠・食事~~も~~忘れずに!!

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン展開中

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！
職場における熱中症予防情報

働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド

WBGT 値（暑さ指数）を把握し、対策を取ろう！
※JIS規格品を使用

環境省 熱中症警戒アラート

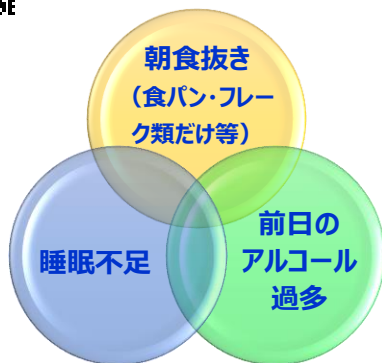
教育動画 QRコード e-learning QRコード

自分で行える熱中症予防 クイズで理解度を深めよう！

花巻労働基準監督署・管内労働災害防止連絡会議



熱中症になった人の典型的パターンは



体づくりは熱中症予防の基本です！

夏本番！7月～8月は熱中症リスクが最も高いシーズンです。

暑さに負けない体づくりをしていますか？

職場の対応として、昨年の安衛法改正で緊急時の連絡体制の整備などが義務付けられましたが、それだけで熱中症は防げません。

暑さが続いて「夏バテ気味」という方もおられると思います。

体づくりにおいて「食事」「睡眠」は基本の“き”です。

前日の夜更かし・深酒、疲労感の残る状態では熱中症予防だけでなく、本来の能力も発揮できず、作業効率も上がりませんよね。

最近の暑さは「これまでの常識が通用しない暑さ」です。これから来る「酷暑」に対応できる体づくりを日頃から心がけたいですね。

花巻監督署からのお知らせ 情報チャンネル

令和7年8月号（Ⅱ暑さに負けない食事）

9月号（Ⅲ牛乳で熱中症予防）

をご参照ください！



朝礼やミーティング等で以下の内容をチェックしましょう！

①前日のチェック	☒ 仕事前日の飲酒は控えめに
	☒ ぐっすり眠る
	☒ 熱中症警戒アラートの確認
②仕事前のチェック	☒ よく眠れたか
	☒ 食事をしたか POINT!!
	☒ 体調は良いか
	☒ 二日酔いしていないか
	☒ 熱中症警戒アラートの確認
③仕事中のチェック	☒ 単独作業を避け、声をかけ合う
	☒ WBGT 値（熱中症指数）を把握
	☒ 水分・塩分の補給
	☒ こまめに休憩

II シリーズ 労基法クイズ ④ 法令等の周知義務

労働基準法で色々な周知義務が課されています。次のうち、誤りはどれ？

- 第1問 就業規則を見るため、管理者の許可が必要？ ① 許可なしで見ることはいけない ② 許可は不要 ③ 休憩室に常に掲示している
- 第2問 36 協定を労組と締結しているので、周知は必要ない？ ① 必要 ② 必要ない ③ コピーをタイムカードの場所に掲示している
- 第3問 1年単位の変形労働時間制の協定を締結しているので、周知は不要？ ① 必要 ② 不要 ③ コピーを食堂に常に掲示している
- 第4問 賃金控除協定を締結しているが周知まではいらない？ ① 不要 ② 必要 ③ 更衣室に常に掲示している
- 第5問 周知方法は？ ① 書面交付 ② 掲示、社内 LAN データ自由閲覧 ③ 重要書類だから金庫保管であり、社長しか見られない

「労務管理ハンドブック」もご覧ください。

答えは、最終ページをご覧ください。答え合わせをしてみましょう！



Ⅲ 足場の安全対策（墜落防止措置）をお願いします

建築工事、塗装工事、屋根工事などの現場で高所作業を行う場合、適切な墜落防止措置が取られた足場の設置が重要となりますが、当署管内の建設業における労働災害は「墜落災害」の占める割合が高く、建設業の労働災害のトップになっています。

また、監督署による監督指導等では、足場の「手すり」「中さん」「幅木」などの不備も頻繁に確認されています。

足場の規制について安衛法改正により強化されています。以下の資料を確認し、確実な墜落防止措置を徹底するようお願いします。

（平成 21 年改正）

労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました



足場・転落による労働災害が多発しているため、足場の安全対策の強化を図るため、足場の設置等に関する労働安全衛生規則は平成 21 年 6 月 1 日から施行されています。

（平成 27 年改正）

足場からの墜落防止のための措置を強化します
改正労働安全衛生規則を 27 年 7 月 1 日から施行



足場からの墜落防止のための措置を強化します。足場からの墜落防止措置を強化します。

（令和 6 年改正）

足場からの墜落防止措置が強化されます



改正労働安全衛生規則 令和 6 年 10 月 1 日から施行

（より安全な措置）

足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について
～「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進計画」のポイントを～

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生規則（安衛規）に基づく措置の不備、労働者の不安全行動や無理解による作業、灰材や手すり等の腐蝕不備により発生しているものが、ほとんどを占めています。

そのため、適切な墜落防止措置の実施に加え、足場や安全帯の適切な使用、作業手続の厳格化、労働者の安全意識の向上などを必要不可欠です。

このため、適切な墜落防止措置の実施に加え、足場や安全帯の適切な使用、作業手続の厳格化、労働者の安全意識の向上などを必要不可欠です。

墜落防止対策について詳しくは、花巻監督署からのお知らせ「建設業対策（墜落・転落災害防止）」をご覧ください。➡



Ⅳ 50 人未満の事業場もストレスチェック義務付け

2025 年 5 月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数 50 人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。令和 10 年 4 月 1 日施行となります。ストレスチェック実施マニュアルなどをご覧ください、準備をお願いいたします。

労働者数 50 人未満の事業者も
ストレスチェックが義務になります！

令和 10 年 4 月 1 日スタート

ストレスは見えません。チェックしましょう。

ストレスチェックは、2015 年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025 年の労働安全衛生法の改正により、これまで労務義務とされていた労働者数 50 人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

小規模事業者の方
(労働者数 50 人未満の事業場)

労働者の方

職場におけるメンタルヘルス対策

法令等

過重労働対策

↑クリックして
ご覧ください

厚生労働省 HP こころの耳
50 人未満のストレスチェック



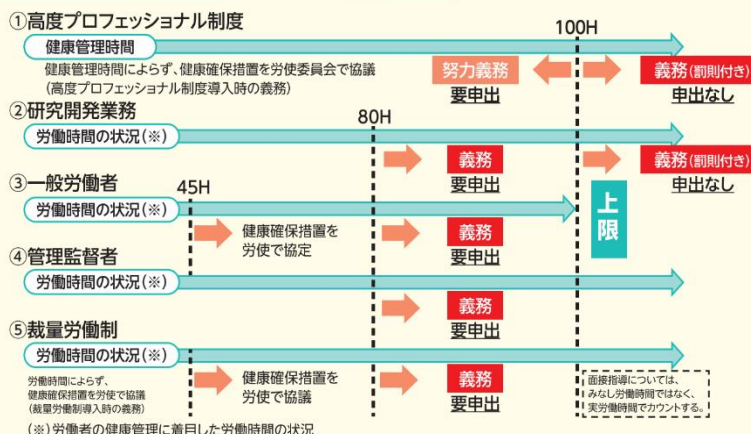
※ **ストレスチェック制度**は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きやセルフケアを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を主な目的としたものであり、疾病の有無を決めるものではありません。

Ⅴ 相談 「長時間労働者の医師による面接指導」

Q：AI で調べたら、過労死ラインを超えたら医師の面接指導が必要だとありましたが、具体的に教えてください。

A：厚生労働省では過労死等を予防するため、労働時間の適正把握、時間外・休日労働の上限規制、年次有給休暇の取得促進、ストレスチェック制度などの法整備を行ってきました。その中で、長時間による時間外・休日労働を行った労働者について、医師による面接指導を義務付けています（安衛法第 66 条の 8、第 66 条の 8 の 2、第 66 条の 9）。具体的には以下のとおりです。

各労働時間制度に係る医師の面接指導の要件



- ◆ 時間外労働 + 休日労働が月 80 時間を超えた場合、当該労働者に労働時間の情報を通知し、申し出が行えるよう、体制等を整備しましょう！
- ◆ また、月 80 時間未満の場合の要件を定めましょう！
- ◆ 面接指導は、申し出後 1 か月以内に実施しましょう！



詳しくはリーフレットをご覧ください。

「過重労働による健康障害を防ぐために」



Ⅵ 新「エイジフレンドリー指針」(令和8年4月から努力義務化)

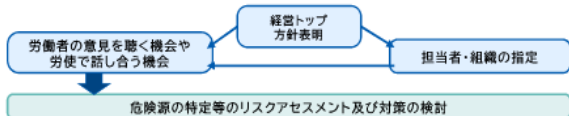
高齢者の労働災害防止対策として「エイジフレンドリー指針」が示されました。取組みを進めましょう！(安衛法努力義務)

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合います。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入(最優先)と高齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
階段に手すりを設置する又は段差をなくスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	体温を下げるための機能のある服などの導入

設備・装置の導入を検討した後に、高齢者の特性を考慮した作業管理(複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高齢者に水分補給を勧奨することなど)についても検討しましょう。

3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないよう十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



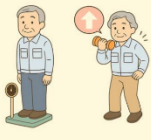
※Excel版です



労働安全衛生総合研究所



スポーツ庁



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- 法令に基づく教育等を確実に実施しましょう。
- 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

Ⅶ 「岩手産業保健総合支援センター」をご利用ください

通称「さんぽセンター」では、専門家を擁し、事業場の産業保健活動に携わる衛生管理者、保健師、産業医、事業主、人事労務担当者などを対象として、労働衛生・産業保健・メンタルヘルス対策などに関する専門的な研修・セミナー・相談・個別訪問支援など **無料** の支援を行っています。

また、岩手県内に「地域産業保健センター(地さんぽ)」を置き、労働者数50人未満の小規模事業場への支援を行っています。

企業の明るい未来のために 働く人の「こころ」と「からだ」の健康を、無料でサポート!

産業保健スタッフ向けサービス 岩手産業保健総合支援センター

事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、衛生管理者を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。
※研修参加には事前の申込みが必要です。

産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医、保健師、衛生管理者、労働衛生関係法令等に豊富な経験を持つ専門スタッフが、産業保健に関する様々な相談について、窓口、電話、メール等で相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

専門スタッフ(産業カウンセラー、社労士、保健師等)が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入、職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っています。

治療と仕事の両立支援

専門スタッフ(社労士、産業カウンセラー、保健師等)が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者(労働者)と企業の間の個別調整支援などを行っています。

産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。
※メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康増進等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

小規模事業場向けサービス 地域産業保健センター(地域窓口)

地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業主やそこで働く人々を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に対して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。
※事業主に義務付けられています!

長時間労働やストレスチェックに係る長時間労働者に対する面接指導

長時間労働が長時間に及ぶ労働者や、ストレスチェックの結果、高ストレスと認定された労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生等の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康増進状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

提供するサービスはすべて無料です

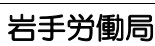
県内各地域産業保健センター

センター名	所在地	電話番号	管轄地域
盛岡地域産業保健センター	盛岡市東町18-6 (盛岡市医師会内)	TEL 019-654-2164 FAX 019-651-9822	盛岡市 滝沢市 八幡平市 雫石町 奥州市 岩手町 矢野町 紫波町
宮古地域産業保健センター	宮古市西町1-6-2 (宮古医師会内)	TEL 0193-62-5880 FAX 0193-62-1109	宮古市 山田町 岩手町 田野畑村
釜石・遠野地域産業保健センター (釜石窓口)	釜石市中東町3-6-10 (釜石医師会内)	TEL 0193-23-9966 FAX 0193-21-1215	釜石市 大槌町
(遠野窓口)	遠野市東町1-1-1 (遠野市医師会内)	TEL 0198-62-9182 FAX 0198-62-9184	遠野市(遠野市を除く)
花巻地域産業保健センター	花巻市花巻町3-3 (花巻市医師会内)	TEL 0196-22-3881 FAX 0196-22-2016	花巻市 北上市 西和賀町 遠野市 山形県 山形市 山形市 山形市 山形市 山形市
一関地域産業保健センター	一関市大手町3-40 (一関市医師会内)	TEL 0191-23-5110 FAX 0191-23-9955	一関市 平泉町 奥州市 奥州市 奥州市 奥州市 奥州市
気仙地域産業保健センター	大船渡市盛町字内/6-1 (気仙医師会内)	TEL 0192-27-6700 FAX 0192-26-2429	大船渡市 陸前高田市 住田町
二戸・久慈地域産業保健センター (二戸窓口)	二戸市塩岡町8下11-1 (二戸医師会内)	TEL 0195-23-4466 FAX 0195-23-4466	二戸市 一戸町 軽米町 九戸村
(久慈窓口)	久慈市中町1-67 (久慈医師会内)	TEL 0194-53-0114 FAX 0194-53-0541	久慈市 野田村 野田村 野田村

令和6年4月作成



厚生労働省
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



岩手労働局
花巻労働基準監督署

VIII 女性特有の健康課題に関するマニュアル

本マニュアルは、一般健康診断の機会を活用して、女性特有の健康課題に係る職場で困っている労働者に対し、事業者で対応していただきたい具体的な対応、対応に積極的な企業における望ましい職場環境改善の取り組みや参考情報をとりまとめたものです。

女性の就業と健康確保に関してお役立てください。

女性特有の健康課題に関する問診を活用した 女性の健康管理支援実施マニュアル ～事業者向け～



<目次>

1. マニュアルのねらい
 2. 基本情報
 3. 基本的な考え方
 4. 方針決定から相談体制の整備まで（準備）
 5. 専門医を受診した労働者からの相談対応
 6. 職場環境の改善
 7. Q&A
- 参考資料



「働く女性の心とからだの応援サイト」

もご利用ください。



働く女性の
心とからだの
応援サイト

IX 法改正 パートタイム・有期雇用労働法

パートタイム・有期雇用労働者に関する ルールが変わります (令和8年10月1日施行)



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、
パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正されます。

- ① 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【バ
- ② 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！【告
- ③ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！【告



1 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

- 昇給の有無
- 退職手当の有無
- 賞与の有無
- 相談窓口
- 待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨

現行の
明示事項
新たな
明示事項

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf>

<労働条件通知書の記載例>

次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。

部署名 担当者職氏名 （連絡先）

厚生労働省 HP

「パートタイム労働者、有期雇用労働者の
雇用管理の改善のために」

もご利用ください。解説動画もあります。



X 特定自主検査を実施しましょう！

労働安全衛生法第 45 条第 2 項では、一定の機械等について、厚生労働省令で定める資格を有する検査業者等による「特定自主検査（特自検）」の実施を義務付けています。

対象となる機械設備は、動力プレス、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械、高所作業車です。

詳しくは、[公益社団法人建設荷役車両安全技术協会（建荷協）](#)のホームページをご覧ください。

特定自主検査を行ったら、「検査標章」を機械の見やすい箇所に貼り付けてください。



出典：公益社団法人建設荷役車両安全技术協会

フォークリフトは、様々な業種で使用されていますが、特定自主検査（特自検）等が未実施であるケースが目立ちます。フォークリフトは、年 1 回の特定自主検査（年次点検）のほか、毎月 1 回の定期自主検査（月次点検）、日々の作業を開始する前の点検（始業点検）が義務付けられています。フォークリフトの適切な管理を徹底しましょう！

◆ 特定自主検査に関する基準が定められています。

特定自主検査制度について（厚生労働省）

◆ 特定自主検査を行える事業者はこちら ↓

特定自主検査業者名簿（岩手労働局長登録・厚生労働大臣登録）

XI 労災保険 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づき行う一般定期健康診断（一次健康診断）の結果、血圧、血中脂質、血糖、BMI（肥満度）に異常所見が認められた場合（又は産業医が異常所見を認めた場合）に、二次健康診断等給付（二次健康診断、特定保健指導）が無料で受けられます。

定期健康診断「一次健康診断」

血圧

血中脂質

血糖

腹囲又はBMI

「二次健康診断」

脳血管及び心臓の状態を把握

「特定保健指導」

脳血管疾患、心臓疾患の発症の予防

【請求期間】

一次健康診断の受診日から 3 か月以内

（天災地変、医療機関からの結果通知が著しく遅れた場合は例外）

【給付回数の制限】

年度内（4 月～3 月）に 1 回のみ

詳しくは 厚生労働省 HP → [二次健診等給付](#)

→ 「[二次健康診断等給付の請求手続き](#)」（パンフレット）

請求書様式 → [二次健康診断等給付請求書（様式第 16 号の 10 の 2）](#)



※ 健康診断の有所見者については、医師の意見を聴き、事後措置を講ずる必要があります（安衛法第 66 条の 5）。

※ [健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針](#)